

寒川町家庭的保育事業等の認可に係る手続等に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 11 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 21 号

寒川町家庭的保育事業等の認可に係る手続等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 15 第 2 項の認可(以下「認可」という。)に係る手続等について、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第 2 条 認可を受けようとする者は、事業開始年度の前年度の 9 月末日までに、寒川町家庭的保育事業等認可申請書(第 1 号様式)に、法第 34 条の 15 第 3 項各号に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第 4 号に掲げる基準に限る。)及び寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年寒川町条例第 18 号。)で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請をしようとする日の 1 月前までに、当該申請について町長と協議しなければならない。

(意見の聴取)

第 3 条 法第 34 条の 15 第 4 項の規定による意見の聴取は、寒川町子ども・子育て会議(寒川町子ども・子育て会議条例(平成 25 年寒川町条例第 20 号)第 1 条に規定する寒川町子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴く方法で行うものとする。

(認可又は不認可の通知)

第 4 条 町長は、認可をするときは、当該認可に係る申請を行った者に対し、寒川町家庭的保育事業等認可通知書(第 2 号様式)によりその旨を通知するものとする。

2 法第 34 条の 15 第 6 項の規定による通知は、寒川町家庭的保育事業等不認可通知

書(第 3 号様式)により行うものとする。

(廃止又は休止の承認の申請)

第 5 条 法第 34 条の 15 第 7 項の承認を受けようとする者は、家庭的保育事業等(法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を廃止し、又は休止しようとする日の 3 月前までに、寒川町家庭的保育事業等廃止(休止)申請書(第 4 号様式)及び寒川町家庭的保育事業等廃止(休止)申請調書(第 5 号様式)を町長に提出しなければならない。

(廃止又は休止の承認又は不承認の通知)

第 6 条 町長は、法第 34 条の 15 第 7 項の承認をし、又は同項の承認をしないときは、当該承認に係る申請を行った者に対し、寒川町家庭的保育事業等廃止(休止)承認・不承認通知書(第 6 号様式)によりその旨を通知するものとする。

(認可事項変更の届出)

第 7 条 児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。)第 36 条の 36 第 3 項又は第 4 項の規定による届出は、寒川町家庭的保育事業等認可事項変更届出書(第 7 号様式)及び寒川町家庭的保育事業等認可事項変更調書(第 8 号様式)により行うものとする。

(認可事項変更の承認又は不承認の通知)

第 8 条 町長は、省令第 36 条の 36 第 3 項又は第 4 項の規定による届出を承認し、又は承認しないときは、当該届出を行った者に対し、寒川町家庭的保育事業等変更承認・不承認通知書(第 9 号様式)によりその旨を通知するものとする。

(立入検査の通知)

第 9 条 町長は、立入検査(法第 34 条の 17 第 1 項の規定により家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することをいう。以下この条及び次条において同じ。)を実施するときは、あらかじめ、当該家庭的保育事業等を行う者に対し、当該検査の期日その他必要な事項を通知するものとする。

る。ただし、緊急に立入検査を実施する必要があるときは、この限りでない。

(改善措置実施状況の確認)

第 10 条 町長は、法第 34 条の 17 第 3 項の規定により必要な措置をとるべき旨を勧告し、又は必要な改善を命じたときは、適切な時期に報告を求め、又は立入検査を実施し、改善措置の実施状況を確認するものとする。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、認可に係る手続等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年度中に家庭的保育事業等を開始しようとする者に係る第 2 条の規定の適用については、同条第 2 項中「9 月末日」とあるのは「2 月末日」とする。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

(宛先)寒川町長

(申請者)
所在地

名称

代表者氏名

印

寒川町家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業等を設置したいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

☐家庭的保育事業

☐小規模保育事業（ ☐A型 ☐B型 ☐C型 ）

☐事業所内保育事業（ ☐保育所型 ☐小規模型 ）

☐居宅訪問型保育事業

2 家庭的保育事業等の事業所の名称

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 設置予定年月日

様

寒川町長 印

寒川町家庭的保育事業等認可通知書

年 月 日付けで申請された家庭的保育事業等について、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、下記のとおり認可をしたので通知します。

記

事業の種類	
事業所の名称 及び所在地	名称 所在地 〒
定 員	人 (内訳) 0 歳児 人 1 歳児 人 2 歳児 人
設置年月日	年 月 日

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町家庭的保育事業等不認可通知書

年 月 日付けで申請された家庭的保育事業等について、下記の理由により不認可としたので通知します。

記

事業の種類	
認可しない理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

（宛先）寒川町長

（申 請 者）
所 在 地

名 称

代表者氏名 印

寒川町家庭的保育事業等廃止（休止）申請書

を廃止（休止）したいので、児童福祉法第 3 4 条
の 1 5 第 7 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

3 事業所の所在地

4 廃止予定日または休止予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 5 号様式（第 5 条関係）

寒川町家庭的保育事業等廃止（休止）申請調書

1 廃止（休止）の理由

2 入所させている児童の処遇について

氏 名	生年月日	住 所	入所日	処 遇

3 職員の処遇について

4 財産の処分について

(1) 土地、建物

(2) 設備

(3) その他

特筆事項があれば記載すること。

5 添付書類

- (1) 各月入所児童数等保育の運営に係る書類
- (2) 図面（施設平面図および配置図）
- (3) 建物、敷地の所有権保存登記簿謄本（写し）
- (4) 賃借の場合は賃貸借契約書（写し）
- (5) 保護者の同意書
- (6) その他町長が必要と認めたもの

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町家庭的保育事業等廃止（休止）承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の廃止（休止）について、承認した・不承認としたので通知します。

〔 なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。 〕

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

3 事業所の所在地

4 廃止予定日または休止予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 不承認とした理由

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）寒川町長

（申 請 者）
所 在 地

名 称

代表者氏名 印

寒川町家庭的保育事業等認可事項変更届出書

児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定により認可を受けた認可事項について、以下のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業所の所在地
- 4 変更事項

第 8 号様式（第 7 条関係）

寒川町家庭的保育事業等認可事項変更調書

変更のあった箇所のみ記入すること。

1 敷地、建物の面積及び構造

区 分		変更後	変更前
住 所			
敷地面積		m ²	m ²
建物等	建設面積	m ²	m ²
	延床面積	m ²	m ²
	屋外遊戯場	m ²	m ²
	建物構造		

2 保育室等の変更

区 分	変更後		変更前	
	室数	面積（m ² ）	室数	面積（m ² ）
乳児室				
ほふく室				
保育室				
遊戯室				
幼児用便所				
職員用便所				
調理室				
その他				

便 所	幼児用：大	小	幼児用：大	小
	職員用：大	小	職員用：大	小

3 保育用具等の状況

品 名	規 格	数 量	単 価	備 考

4 職員の状況

職名	氏 名	生年月日	資格の 種 類	資格取得 年月日	給与月額		備 考
					本俸	諸手当	

5 利用定員の状況

区 分	変更前	変更後
歳児		
歳児		
歳児		
計		

(注意)

利用定員を変更する場合には、その理由を添付すること。

6 役員の変更等

(1) 経営の責任者、管理者の変更等

区 分	変更前	変更後
氏 名		
生年月日		
保有する資格		
経 歴		
給料月額	本俸 手当	本俸 手当

(2) 法人代表者の変更

区 分	変更前	変更後
氏 名		
生年月日		
職 業		
住 所		

就任年月日： 年 月 日

添付書類

- 代表者変更後の法人登記簿謄本
- 理事会等会議録（写し）
- 就任承諾書及び履歴書
- その他必要な書類

7 事業所の所在地の変更

	変更前	変更後
所在地	〒 -	〒 -
連絡先	電話 Fax	電話 Fax

8 定款、登記事項の変更

- (1) 変更前及び変更後の定款（写し）
- (2) 登記事項証明書を添付すること。

9 運営規定の変更

変更前及び変更後の運営規定を添付すること。

10 連携施設について

	変更前	変更後
名 称		
所在地	〒 -	〒 -
連携内容		
施設からの 距 離	m（徒歩 分）	m（徒歩 分）

11 変更理由

12 変更期日

13 添付書類

- (1) 定款、理事会議事録（当該申請に係る部分）写、借入金の状況及び償還計画表、収支予算書
- (2) 改築・移転等の状況に係る場合
 - ア 建物の平面図、建物配置図
 - イ 敷地及び建物に係る所有権、地上権等の登記簿謄本または賃貸借契約書の写
- (3) 連携施設の変更の場合
 - ア 新たな連携施設との協定書または同意書等（連携内容を記載していること）
 - イ 連携施設との緊急連絡網

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町家庭的保育事業等変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の認可変更について、承認した・不承認としたので通知します。

〔 なお、この処分について不服のある場合は、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。 〕

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

3 事業所の所在地

4 不承認とした理由